

くろしお博覧会記念基金出えん要綱

(要 旨)

第1条 この要綱は、県経済の活性化を図り定住に値する魅力ある地域社会を創造するため、財団法人高知県中央地域地場産業振興センター（平成24年4月1日「公益財団法人高知県産業振興センター」に名称変更。以下「振興センター」という。）に対し高知県がくろしお博覧会記念基金出えん金（以下、「出えん金」という。）を出えんするために必要な事項を定める。

(基金の設置)

第2条 振興センターは、出えん金をもとにくろしお博覧会記念基金（以下「基金」という。）を設置するものとする。

(基金の事業)

第3条 振興センターは、基金から生ずる果実を財源として、次に掲げる事業をくろしお博覧会記念基金事業（以下「基金事業」という。）として行うことができるものとする。

- ① 地域経済活性化のための調査研究事業並びにイベントの開催及びその助成事業。
- ② 企業、団体又はグループが行う地場産業振興に寄与する調査研究に対する助成事業。
- ③ その他本県経済の活性化に資するための事業。

(基金の管理)

第4条 振興センターは、基金の管理に当たっては、銀行その他金融機関に預託して運用しなければならない。

(基金事業の実施規程)

第5条 振興センターは、基金事業の実施について、高知県中央地域地場産業振興センター業務方法書（平成9年4月1日「財団法人高知県産業振興センター」に名称変更）中に、基金事業に係る規定を設けるものとする。

(運営委員会の設置)

第6条 振興センターは、基金事業に基づいて審査検討を行うためにくろしお博覧会記念基金運営委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- ① ‘84高知くろしお博覧会実行委員会の各構成団体を代表する者。
- ② 学識経験者、金融機関、関係行政機関等の中から振興センター理事長が委嘱する者。

(基金事業の経理)

第7条 振興センターは、基金事業に係る経理を他の事業経理と区分し、その収支を明確にしなければならない。

(処 分)

第8条 基金は、第1条に規定する基金の趣旨が達成されたと知事が認めたとき、処分できるものとし、出えん金は高知県に帰属する。

(県との協議)

第9条 振興センターは、第4条の基金の管理、第5条の実施規程の制定、第6条第1項の委員会規程の制定及び同条第2項の委員の委嘱について、あらかじめ県と協議するものとする。